

グリーン購入法に係る特定調達品目検討委員会の開催について

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目及びその判断の基準等についての検討を行う標記委員会の第4回会合が、下記のとおり開催されました。

第4回会合

1. 日時 平成12年12月22日（金）10:00～12:00
2. 場所 霞山会館まつ、たけの間
3. 議事
 - (1) 各作業部会における検討状況について
 - (2) 諸外国の公的部門におけるグリーン購入の取組について
 - (3) 基本方針の概要(案)に対するパブリックコメントの結果について
 - (4) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(案)について
 - (5) グリーン購入法の実施に向けた今後の進め方について
 - (6) その他
4. 議事概要
別紙のとおり

環境庁では、上記会合の内容について広く国民の皆様から御意見をお聞きすることとしています。

[意見提出先]

環境庁企画調整局環境保全活動推進室 藤塚、川村、永島 宛

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファクシミリの場合 03-3580-9568

電子メールの場合 gpl@eanet.go.jp

第4回 特定調達品目検討委員会 議事概要

<日時> 平成12年12月22日(金) 10:00~12:00

<場所> 霞山会館まつ、たけの間

<出席委員(五十音順、敬称略)>

櫻井 正昭 (財)日本環境協会 専務理事
高原 謙治 国民生活センター 参与
永田 勝也 早稲田大学理工学部 教授
中山 哲男 (社)産業環境管理協会 常務理事
橋本 城二 (財)省エネルギーセンター 専務理事
原 早苗 (財)消費科学センター 事務局長
山本 良一 東京大学国際・産学共同研究センター 教授(座長)
その他、各省庁からオブザーバー参加

<議事>

1. 各作業部会における検討状況について
2. 諸外国の公的部門におけるグリーン購入の取組について
3. 基本方針の概要(案)に対するパブリックコメントの結果について
4. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(案)について
5. グリーン購入法の実施に向けた今後の進め方について
6. その他

<委員からの主要意見>

特定調達品目検討委員会作業部会における検討状況[資料1]について

- ・現在、継続検討中の品目についても来年1月に閣議決定される基本方針に盛り込むのか。(議論がまとまったものについては盛り込む方向で検討したい旨、回答。)
- ・運輸省が現在検討しているグリーン配送は取り上げないのか。(グリーン配送は役務の1つとして検討対象となっているが、来年度引き続き検討を進めていく旨、回答。)

諸外国の公的部門におけるグリーン購入の取組状況[資料2]について

- ・グリーン調達では、ガイドラインによる対応が多い中で、日本は法律に基づく対応をしているが、これは世界に誇れるものである。

パブリックコメントに係る主な意見[資料3]および環境物品等の調達の推進に関する基本方針案[資料4](公共工事に関する資料を含む)について

- ・パブリックコメントの意見でもあったとおり、再生PET樹脂10%以上という基準は低いのではな

いか。もう少し細かく分類して基準も細かく設定すべきではないか。（初年度においては細かい目標の設定が困難なためとりあえず 10%からスタートするが、今後継続して検討していく旨、回答。）

- ・各省庁等の調達目標についても、基本方針で最低基準の設定をすべきではないか。（法律の趣旨から目標は各省庁が決定することとなっている旨、回答。）
- ・品目や基準の決定の過程に消費者の意見が反映されるような仕組みを考えてほしい。（半年毎に意見募集することを検討している旨、回答。）
- ・基準等の見直しの期間について最長 5 年を目処としているが、これは 5 年間は放っておいても良いと誤解されるおそれがあるのではないか。進歩の早い分野では基準の見直しを頻繁に行う必要があるかもしれない（5 年間という期間については再検討する旨、回答。）

グリーン購入法の実施に向けた今後の進め方 [資料 5] について

- ・基準の書き方が一般の人には非常にわかりにくい。国民に目を向けた取り組みでもあるので、情報提供の仕方考えるべきである。（今後検討していく旨、回答。）

以上